

河合町選挙管理委員会告示第5号

平成28年度においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧がなかった。

平成29年 5月19日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯 澤 繁 一